

国住指第1094号
平成30年6月20日

滋賀県 土木交通部長
京都府 建設交通部長
大阪府 住宅まちづくり部長
兵庫県 県土整備部長
奈良県 県土マネジメント部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

被災建築物の応急危険度判定における補強コンクリートブロック塀等の調査の徹底について

既存建築物の防災対策については、従来からご尽力頂いているところでございますが、去る6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震において建築物に附属する塀が倒壊し、貴重な人命が失われたことは誠に遺憾です。

余震等による二次的災害の拡大を未然に防止するためには、被災した市区町村において、応急的に損傷した建築物の危険性を判定して情報提供する応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することが極めて重要であり、国土交通省としても、必要に応じてTEC-FORCE派遣による支援を行うとともに、多数の都道府県の応援が必要となった場合には広域支援体制の整備を支援することとしています。

今回の地震により被害を受けた地域における応急危険度判定の実施に際しては、複数のコンクリートブロック塀の倒壊が発生していることを踏まえ、特に下記の事項に留意しつつ実施するよう判定士に依頼し、危険性がある場合には建物利用者や通行人に注意喚起することを通じ、被災した建築物(附属する塀を含む。)の余震等による崩壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保頂きますようお願いいたします。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 被災建築物に附属する高さ1.2mを超える補強コンクリートブロック造の塀又は組積造の塀(以下「塀」という。)がある場合、ひび割れや傾き等の状態を確認すること
- (2) 塀が傾いていることなどにより、当該塀が危険な状態にあると判断される場合は、応急危険度判定調査表の「3.落下危険物・転倒危険物に関する危険度」中の「⑦その他」の欄において、その危険度に応じて「要注意(Bランク)」あるいは「危険(Cランク)」として記載すること
- (3) 塀に関し、安全上注意が必要な場合は、調査表のコメント欄にその旨を記入し、実施本部を通じ災害対策本部に報告すること